

第 33 回ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 議事録	2023(令和5)年2月20日(月) 15:00~16:30 市役所 505 会議室
■出席者 1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会 会 長:小根山裕之会長(東京都立大学都市基盤環境コース教授) 副会長:橘弘志副会長(実践女子大学生生活科学部生活環境学科教授) 委 員: 曾我真二(日野市老人クラブ連合会)※欠席 有山一博(日野市聴覚障害者協会会長)(WEB 参加) 早川裕子(市民サポートセンター日野副理事長) 富張理子(知的障害者相談員) 富田正俊(日野市視覚障害者協会会長) 藤田博文(自立生活センター日野)(WEB 参加) 臼井恵一(公募市民) 佐藤和子(公募市民) 高橋 健(独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部 事業第3課長) 松本茂夫(日野市社会福祉協議会事務局長)※欠席 2. 日野市 まちづくり部長 岡田正和(代理 浅川道路課長) 健康福祉部長 山下義之(代理 高原障害福祉課長) 企画部長 高橋 登※欠席 3. 事務局 日野市まちづくり部都市計画課交通政策係 川鍋課長、村林係長、伴登主任、大貫主事	

■次第

1. 開会

2. 前回協議会のご意見と対応

3. 審議事項

(1)第三次日野市バリアフリー特定事業計画(案)について

(2)令和 5 年度 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施について

4. 報告事項・今後の予定

(1)報告事項

(2)次回の開催時期と内容案について

5. 閉会

■配布資料

①次第

②資料 1 パワーポイントを印刷した資料

③資料 2 第三次日野市バリアフリー特定事業計画(案)(事前送付)、当日差し替え分

④資料 3 令和 5 年度日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 募集要領(案)・事前
エントリーシート(案)・応募用紙(案) (団体用・個人用)

⑤資料4 名簿

■議事要旨

1. 開会

2. 前回協議会のご意見と対応

(事務局が資料 1 説明)

会長:今の説明に対する質問を受け付ける。

委員:ホームページの説明があり、対応されたことをとても嬉しく感じた。ただ、市ホームページについて、スマートフォンからのアクセスだからかもしれないが、この改善要望のページが分から

ず、たどり着けなかった。前回、道路の破損の投稿ができるようになったという説明があって、広報ひのでも確認した。その後、ホームページからその投稿ページを見つけようとしたが、見つけることができなかった。どこにあるのか、教えてほしい。

会長：事務局から回答を求める。

事務局：ホームページ画面を画面共有する。市政情報というところから、都市計画・まちづくりを選択する。その次に、ユニバーサルデザイン・交通バリアフリーを選択していただくと、トップにでる。当ページにあるQRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくと、スマートフォンから投稿できるようになる。次に道路の投稿ページについて、都市計画・まちづくりのところに、一度戻っていただき、道路・交通・河川というところにおいていただくと、投稿できるページに進める。そのページの外部リンクに進んでいただくと、投稿ページに行くことができる。不具合の種類や近景、遠景の写真を添えて投稿ができる。

委員：ありがとうございます。あるのは分かった。普通に見つけるのは難しい。他にも市民の意見を募集するようなページがたくさんあって、管理が難しいのかもしれないが、そういう事ではないのであれば、もう少しトップページからアクセスしやすい方が利用しやすいのではないかなと思う。

会長：事務局回答をお願いします。

道路課長：使い辛くて申し訳ないと思う。ホームページのシステムということで、全体的にやるものなので、特化したような形ではなかなかできないという現状がある。他の検索方法としては、トップページの検索ワードの入れる部分に“道路 要望”を入力し、検索していただくと、道路の投稿ページが比較的上の方に出てくるので、アクセスしやすいかと思う。ただ、改善の余地は多分あると思うので、システムを構築している部署と相談する。

会長：よろしいでしょうか。やはり、アクセスしていただかない意味がないという部分があると思うので、おそらく市ホームページ全体を考えていかなければいけないということだと思うが、こういった要望系は、できればトップページから一つのアクションでそのページに行けると良いと思う。ぜひご検討をいただければと思う。他にご意見・ご質問があれば受け付ける。

委員：道路通報システムに関して、道路課管轄以外の部分も投稿できて、ありがたいと感じている。

実際に私もこのシステムを利用した。潤徳小学校とむこうじま保育園の間にある向島用水路について投稿をした。かなり昔に造られた通路で、木のチップのようなものが埋め込まれた舗装がされていて、その木のチップが腐食し、かなり穴だらけになっていたため、通報した。その後、所管課である緑と清流課が迅速に対応してくださった。舗装の補修が、アスファルトではなく、砂で埋めるような方法だったと思う。この通報システムだが、不具合の箇所を選択するようになっており、舗装、草刈、カーブミラーなどの選択肢しかない。もう少し細かく伝えたい場合に、このシステムだと使いにくいと感じた。また、今回通報した場所が一番大きな穴を通報したが、他の穴はどうするのかということを含めて、どういった確認をされているのかという部分について、今後の検討が必要ではないかと思った。もう少し詳しく投稿したい場合は、先ほど紹介があったユニバーサルデザインの改善要望を使えばいいのかと思ったが、そのような使い方も大丈夫なのか伺いたい。

道路課長：今回のシステムは、簡易的な要望、つまり選択項目から選べるもののみをこのシステムで要望できるようにしている。これまでは、道路課への要望方法としては、窓口、電話、FAX、メールがあったが、それに追加する形で今回のシステムを構築した。このシステムは簡易的な要望を受けられるようになっており、その結果も反映させられるようになっている。例えば、街灯の球切れという投稿を受けたら、受け付け済みや、対応中、完了という経過が見られるようになっている。道路課に入る要望は数も多く、内容也多岐に渡るため、例えば道路舗装を100mやってくださいということや、新たに道路を造ってくださいといった要望もある。そういう要望については、簡単に対応できる状況ではない。よって、簡易的な要望を投稿できるようにして、それ以外の時間や予算が必要な要望については、今まで通り電話やFAX、メールでご要望いただければ、それに対してご回答させていただくというすみ分けを行っている。もちろん、委員からご意見があったように、全ての要望をこのシステムを使って伝えることができることが理想だとは思いますが、それに対応していくのは、なかなか難しいということも内部で話があった。そのため、このように簡易的

な要望に特化して要望システムを構築した。今回は、道路課でこのシステムを立ち上げたが、今後は緑と清流課の管轄である公園や水路の清掃など、投稿できる部分を増やしていくことを考えている。今後は簡易的な要望については、庁内全体としてこのシステムを使って受け付けられるようにグレードアップしていきたいと考えている。ご理解いただければと思う。

事務局：道路通報システムに投稿できない補足的な意見については、委員ご質問のように、ユニバーサルデザインの要望フォームを使っていただくことは問題ない。しかし、要望一つするのに二つのフォームに投稿するのは手間がかかる部分もあるので、その点についても庁内で考えていきたい。

会長：委員、よろしいでしょうか。

委員：まずは市民が要望した際に動いていただけることに、本当に感謝している。

会長：他にご意見、ご質問があれば受けつける。

委員：ホームページの情報アクセスの改善について、ありがとうございます。しかし、聞こえない人だけではなく、知的障害者などの他の障害者が理解しやすくなるように、日本語にルビをつけるといったことがあると嬉しい。また、自分で検索は大変だと思う。他の委員が言っていたように、探すのが大変だというのは、もっともだと思う。すぐ投稿できるように、ワンブッシュで出来るように、工夫してほしい。

会長：事務局回答をお願いします。

事務局：ホームページを画面共有する。トップページの右上に、ふりがなや、やさしい日本語、文字の大きさや言語が変えられる。このやさしい日本語は、日本語が不得手な方などに対して、文章が変換される。また、要望を投稿しやすい方法について、ホームページ担当部局も含めて考えていく。

事務局：やさしい日本語やふりがなが出来るということは、一般の市民の方はご存じなのか。市のホームページなので改めて周知をしていただければと思う。

事務局：新しいツールが取り入れられた際には、広報等で啓発されているかと思うが、それが知られ

ていないということだと思うので、改めて広報担当部署にご要望を伝える。

【協議会后確認：令和 4 年 8 月号広報の表紙等にて、やさしい日本語への変換が可能になったことが掲載されていました。（所管課：市長公室 広報係）】

委員：ありがとうございます。よろしくお願いします。

会長：他にはいかがでしょうか。

いいシステムを作っているとは思いますが、それにアクセスしやすくする、あるいは通報しやすくすることが重要だと思う。また、それが知られていないと、使われなかったりということがあると思うので、すぐできることは対応していただき、検討が必要な部分もあると思うが、より使いやすくなるように進めていただくことを願います。

3. 審議事項

(1) 第三次日野市バリアフリー特定事業計画(案)について

(事務局：資料 1・資料 2 について説明)

会長：それでは今の説明についてご意見やご質問を受け付ける。

委員：今回の第三次バリアフリー特定事業計画案として提示されたものは、第二次と比べてより具体的に記載され大変よくなっていると思う。令和 4 年から令和 13 年の 10 年間のうちで、どの年次に、どの部署が主体となって実施するのかが記載されている。また、配慮を要する重要事項等についても、非常によく工夫されている。ただ、実施するにあたっては、これに先立つ予算が確実に確保計上されているのかを伺いたい。予算を確実にとることが重要だ。計画はたてたが、予算がないということでは困る。もう一点、質問として、これらの事業は、バリアフリー事業推進基金や公共施設建設基金からも支出されるのか、そもそもバリアフリー事業推進基金とは何なのか説明していただきたい。

会長：事務局より回答を求める。

事務局：このような計画を策定することによって、予算を確保する目的もある。計画年次が先の事業については、予算の裏付けはないが、この計画によって予算を獲得していくということ。ま

た、バリアフリー事業推進基金や公共施設建設基金から事業予算が出ているかについては、詳細を把握していないので、財政課に確認し、次回の協議会等で報告する。

【協議会後確認：バリアフリー事業推進基金は、バリアフリー事業全般に活用可能で、道路課による道路のバリアフリー修繕等に例年充当されています。一方、公共施設建設基金は、その名の通り公共施設の建設やその修繕に使うための積み立て金で、建物が対象です。建物のバリアフリー化には活用可能で、ここ数年間ではバリアフリースイレへの改修や手すりの設置などに使われています。また、古い建物を新築する場合に、当基金を活用していれば、結果的にバリアフリー化に活用したことになります。また、基金は決算余剰や歳出不要額等をその時々状況や将来見通しに応じて積み立てている状況です。】

道路課長：市道の事業については、道路課で整備する。令和 8 年度までに実施を計画している事業については、予算の裏付けがある。財政課と道路課で調整し、反映したもの。

会長：よろしいでしょうか。他にあれば受け付ける。

委員：説明されたページ番号と、私の手元のページ番号とずれているようだったので、委員の皆さんは大丈夫なのかと気になった。また、百草園駅周辺について、交通バリアフリー基本構想の時に重点整備地区になっていると思うが、この駅は乗降客数が少ないながらも、近隣に日野療護園があるため当時重点整備地区に設定されたかと思う。日野療護園が今年 5 月に立川市に移転されると思う。移転された後、地区としての整備の優先順位が下がってしまわないか気になる。また、施設がなくなったとしても、しっかり整備状況を確認していただき、計画をまた改定する際には、その整備状況なども踏まえて改定されると良いと思う。

会長：事務局に回答を求める。

事務局：委員ご発言のような計画であり、今後取り壊されることを市としても把握している。跡地の使われ方も把握した上で、優先順位を確認しながら進めていきたい。

事務局：現在 27 ページが重なって表記されていることは認識している。また、個票の事業量の部分について未回答の部分があり、空欄となっている。そのような部分を記入し、ページ数につ

いても確認し、再度委員の皆様にも最終案という形で送付する。ご指摘ありがとうございます。

会長：よろしいでしょうか。他にございますか。

委員：計画案の 143 ページと 147 ページの間を見ると、移動等円滑化事業やインクルーシブ遊具の公園の事業があるが、駐車場の記載が位置図にない。駐車場入口・出口と分かりやすいように整備した方がいいのではないかと。また、例えば 146 ページの浅川スポーツ公園に駐車場が載っていない。車いす利用者用駐車場があると表記することが重要だと思う。また、市民の森スポーツ公園には有料駐車場にゲートがある駐車場もある。いろいろな駐車場がある。もし、夜トラブルがあれば出られない、入れない、そういう時の対応も含めて利用できるような整備すべきかと思う。細かく言うが、やさしい公園、使いやすい公園にしていくイメージが大事ではないかと思う。

会長：事務局に回答を求める。

事務局：確認ですが、事業実施位置図に駐車場の表記がないというご指摘か。

委員：はい。

事務局：駐車場がある公園については、所管課に確認して図に追加をするよう修正する。ただ、公園については、駐車場を備えている公園はあまりなく、例えば市民の森スポーツ公園はスポーツ場と一体となった公園で、この駐車場は文化スポーツ課が管理している。公園所管課の緑と清流課が管理者ではない。浅川スポーツ公園も、この駐車場は文化スポーツ課が所管ではないかと思う。ただ、位置図に駐車場の場所を入れることはできるので、修正はしたいと思う。

事務局：補足だが、公園の案内をしているものではなく、事業の位置を表示しているもの。委員のおっしゃるように、駐車場の位置が分かった方が分かりやすいという部分もあるので、検討する。

会長：他にあれば受け付ける。

委員：本計画案の事業内容として、「多目的」や「だれでも」といった表記がずいぶん消されていると

いう報告があった。それは大変助かると感じた。車いすの子どもを連れて、トイレの前で 20 分待っていたら、中から小学生の男の子が出てきたということがある。「だれでも」とトイレに表記されていると、こちら何も言えない。今はその表記がなくなってきたと感ずることと、ベビーカーがある一般の個室に機能が表示されているということで、段々良くなっていると思う。そのトイレの表記(「だれでも」の撤去と、機能の表示)を徹底してほしい。もう一点、大きくなった障害者の女の子を連れてお母さんが大変だが、なぜか分かりますか。生理があるし、大便の処理も自分で上手くできない子をもつお母さんが知り合いにいる。娘さんが40歳過ぎており、太っていて、普通の個室トイレには二人で入れない。京王百貨店やイオンなどには、一般トイレでも割と大きな空間の個室がある。着替えができたりする。そういう比較的広いトイレがあれば、そこで対応するが、そういったトイレがない施設は障害者用トイレを利用せざるを得ない。しかし、障害者用トイレは車いすの方が優先的に使用することは分かっているので、なるべくは使いたくないという気持ちもある。よって、これから造られるトイレには、一つだけでも広い個室をつくってほしいということは、障害者の親としてお願いしたい。

会長:事務局に回答を求める。

事務局:「だれでも」や「多目的」の表記の改良について、事務局としても働きかけを徹底してきた。また、一般トイレに大きめの個室を一つでも設置するようにという部分については、都市計画課では民間施設の設計に許可を出す立場となっている。基準ではないが、プラスの配慮の部分という意味で事業者には働きかけを行っていく。特に公共施設は、一般トイレに広い個室があれば、大人の女性の介助や車いすの方にも使いやすくなるということを認識し、公共施設の設計者にも働きかけを行っていく。

会長:他にあれば伺う。

委員:先ほどの公園に関する質問に関連して、他の建築物では車いす使用者用駐車場の設置の事業があるが、公園には車いす使用者用駐車場の設置に関する事業がなくてもいいという判断になったのは、なぜか。また、水飲み場の改良という事業について、こういった形状への改良なのか教えてほしい。

事務局:スポーツ施設に併設して公園がある場所については、スポーツ施設に駐車場があるので、公園管理者としては駐車場を設置しないという状況であると思う。また、スポーツ施設が併設していない公園については、駐車場を設置する場合は車いす使用者対応が必須だが、駐車場を設置しなければならないという基準ではないと考えられる。その部分は確認をしたいと思う。

また、水飲み場に関しては、147 ページの日野中央公園のページの右下にあるような水飲み場にしてい事業。現状、段差があり車いすの方が水飲み場に寄り付けなくなっているものを、寄り付けるタイプに改良するもの。

【協議会後確認:公園に駐車場を設ける場合は、1箇所は車いす使用者が利用可能な駐車場にしなければなりません。しかし、駐車場を設置しなければならないという規定はないということを確認しました。】

会長:他にありますか。よろしいでしょうか。

ご意見いただいた部分は事務局で修正や検討をするということだったので、対応をお願いします。また、これから事業者から回答が来た部分を加え、最終的なページ数も含めた体裁を整えていただくということになる。最終的な決定はどのようになるか。

事務局:事業者からの回答は追加し、最終的に修正させていただき、素案の修正版として委員の皆様に送付する。一定期間、ご意見をいただく期間を設けさせていただき決定とさせていただきたい。

会長:何かお気づきの点があれば、ご意見としていただいて、それをもって決定ということでよいか。

事務局:そのようにさせていただければと思う。

会長:協議会としては、今後の修正も含めて決定されることを確認したということでよいか。

委員:異議なし。

会長:では、次の議題に進む。

(2)令和５年度 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施について

(事務局が資料3の説明)

会長:今の説明について質問や意見を受け付ける。

委員:前回協議会で、ヤオコーさんのおもいやり駐車場のことを質問した。それを踏まえて、事務局が調べてご報告していただいたのかなと思う。ありがとうございます。しかし、これを推薦するにあたっては、現地を確認する必要があると思う。本協議会からの推薦というよりも、個人や団体からの推薦の方が望ましいのか伺いたい。

会長:事務局回答を求める。

事務局:個人でも、センターさんとして団体からでも、どちらでも構いません。

会長:協議会として表彰の審査をする立場ですので、協議会から推薦は出来ないと思う。

事務局:はい、応募された後に協議会で審査があるので、協議会から推薦は出来ない。

委員:私はヤオコーがどこにあるのかも知らなくて、推薦者になるとなれば少し戸惑う部分もある。少し検討をさせてほしい。事務局としても、このお店を確認されたのか。

事務局:概ね問題ないかと思うが、メジャーで実際に測ったりはしていないので、その辺りの確認は必要になる。

委員:事務局として、この案件は表彰に値するという考えなのか。

事務局:思いやり駐車場があることによって、利用者の方が使いやすいというご意見があれば、それで推薦していただくことは問題がない。ただ、評価する際に、市内でどれくらいの思いやり駐車場があるかなど、全体の把握は必要になると思うので、その部分は事務局として確認が必要になる。

委員:利用者の声など、そういった部分も必要かと思うがどうか。

事務局:評価する上でも必要な情報だと考えるが、施設管理者に許可がいただければ事務局で調査ができる。

委員:推薦できそうであれば事務局の方にご相談したい。

会長:他にあれば伺う。

委員:計画案の 141 ページの信号機のバリアフリー化の部分に記載のある、高齢者等感応信号機へ改良がなされてきたとあるが、どういうものか分からない。どういうもので、どこに設置しているか教えてほしい。

事務局:信号機に関しては、日野警察署が、他の地区よりも優先して重点整備地区内を随時改良している。青時間が少し長くなったりするもの。

委員:それはどのように人を感応するのか。

事務局:技術的な部分については現在把握できていないので、日野警察署に確認し、また報告する。

【協議会後確認:高齢者等感応信号機とは、高齢者や障害者等が、専用の押しボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間が延長される信号機です。携帯する専用の発信機は、“シグナルエイド”とよばれる製品が一般的に利用されており、市(障害福祉課)が購入費用の助成を行っています。専用の発信機に感応する信号機には、アンテナが付いているため外見から見分けがつくとのことですが、設置箇所については公表されていませんでした。】

会長:他にいかがでしょうか。無いようであれば、総括する。

推進功労者表彰は、今年度は応募がなかったということだった。このような取り組みを盛り上げていくためにも、表彰に値するものがあれば、表彰していけるような流れを作っていかなければならないと思う。よって、少しでも表彰に値するのではないかと思われるものがあれば、推薦や事務局へ相談していただければ良いと思う。その辺りも含めて、情報提供していただければいいと思うので、よろしくお願いします。この件に関しては、引き続き皆様のご協力をお願いします。

4. 報告事項・今後の予定

(1)報告事項について

(事務局から資料 1 の続きを説明)

(2)次回の開催時期と内容案について

(事務局から資料 1 の続きを説明)

会長：ご意見、ご質問を受け付ける。よろしいでしょうか。全体を通してのご意見やご質問も受け付けるが、よろしいでしょうか。

委員：なし

5. 閉会